



VOL.79

# トクちゃん新聞

10月号

10日で結婚18年。  
お互い頑張った！



平成25年10月7日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL: 06-6809-2205  
FAX: 06-6809-2206  
URL: <http://www.ft-tax.com/>  
mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ● ウェルカムカード

お忙しい中、わざわざ時間とお金を使って弊社にお越しいただくお客様に「**歓迎♪**」のお気持ちをお伝えしたいと思ひ、こんなカードを作ってみたところ、おおむね好評です。特に初めてお会いする方は「**アポイント、今日のこの時間でよかったよな？**」という若干の不安を抱えながらお越しいただくので、このカードを見てご安心いただけるという効果もあるようです。ところがすでに4回も5回もお越しくださっている方もいらっしやいまして、そういう方に対して**マンネリ化を感じさせない工夫**の必要性を早速感じております。



## ● 税務調査

税務調査のシーズンです。長らく税務調査が来ていない、あるいは創業以来1回も来ていない、という方は「**うちみたいになっちゃいとこ、来てもしゃあないから来ないのやわ**」と思いがちですが、そんなことはありません。「**備えよ常に**」です。資料の整理をマメにし、説明が必要な取引については簡単なコメントをメモしておくなど、普段からの準備を怠ることのないようにしたいものです。現金商売でなくても**突然税務署の職員が税務調査に訪れる**こともあります。いつ来ても慌てないで済むようにしておきましょう。



担当: 徳野

## ◆ 26年度税制改正大綱

担当: 井上



いよいよ来年の4月から消費税の税率が5%から8%に引き上げられることが決定しました。その発表の前日(9月30日)に消費税増税による景気への影響を見据えた与党税制改正大綱が合意されました。下の一覧以外にも「**復興特別法人税の一年前倒し廃止**」、「**自動車取得税の見直し**」、「**機械・設備への固定資産税減免**」などは結論を今年12月に持ち越すことになりました。

内容	規模	実施時期	具体案
企業の投資を促す減税	7,300億円	14年1月下旬から順次	・生産性を1%以上高める設備の取得で、 <b>即時償却が取得価額の5%</b> を法人税から差し引ける。 ・研究開発費の増加分に応じた税額控除で、 <b>控除率を5%から最大30%</b> に引き上げ。 ・耐震性の低い商業施設などを改修すれば、 <b>固定資産税を半減</b> 。
賃上げ促進税制の拡充	1,600億円	13年度から	・給与総額を2%以上増やした企業は <b>増加分の10%</b> を法人税から差し引ける。
住宅ローン減税の拡充	1,100億円	14年度から	・年間最大20万円の控除額を <b>最大30万円</b> まで引き上げる。



## ◆ トヨタの育て方

担当: 井上



トヨタといえば「トヨタ生産方式」や「改善」、「5S」などいろいろと有名な言葉が生まれていますが、その源泉は**一人ひとりを育てる人材に育てる**ノウハウにあるというのがこの本の趣旨になっています。以下、本書の一部を紹介させていただきます。

トヨタでは「**動いているけど、働いていない**」という言い方をすることがあります。つまり、体は動いて忙しそうに見えるが、価値を生むような生産的な動きになっていなければ働いているとはいえないという意味です。そういったことが見受けられる社員には「**あなたの一番の仕事は何ですか？何をやると付加価値が生まれますか？**」ということを考えてもらうように訓練していくのです。自分の頭で考え納得すれば、他の仕事でも応用でき、仕事の成果も何倍にもなるのです。どんな仕事でも、**相手が納得しないと、教えても元に戻ってしまう**。納得させるためには、相手に考えさせる必要があります。

この本を読み私が感じたことは、自分自身の仕事を振り返ってみると確かに「**動いているけど、働いていない**」という状況の時があるように思います。**この今の動きが本当に動きになっているのか**を反射的に考えられるように訓練していかなければなりません。



[書籍名]トヨタの育て方 [出版社]中経出版 [著者]株OJTソリューションズ

## ◆ 税務スケジュール(10月)

### 10月10日(木)

- ・9月分 源泉所得税の納付
- ・9月分 住民税の納付(特別徴収)

### 10月31日(木)

- ・8月決算法人 確定申告
- ・2月決算法人 中間(予定)申告
- ・11月2月5月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分社会保険料
- ・住民税(普通徴収)第3期分



- ① 10月支払給与より、厚生年金保険の保険料率に変更になります。担当: 廣島
- また、算定基礎届によって決定された報酬月額が10月支払給与より改定になります。(翌月徴収の場合)
- ② 確定申告・年末調整のご準備をお願いいたします。
- ・「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変動がないか、確認をお願いします。
  - ・控除証明書が届く時期です。くれぐれも紛失されないように保管願います。
  - ・東日本大震災の寄付をされている方は、今年も資料のご準備をお願いします。



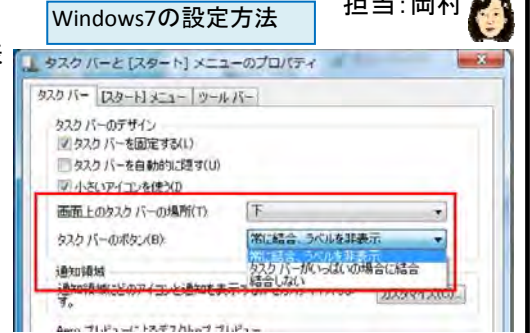
## ◆ パソコンのタスクバー表示の切り替え

パソコンで起動しているシステム名・ファイル名がタスクバー(画面下段のバー)に表示されますが、同じシステムで複数のファイルを起動している場合、タスクバーには重ねて表示されてしまいます。

これをまとめてすべてをタスクバーに表示させることができます。

1. タスクバー上で右クリック
2. プロパティをクリック
3. タスクバーのボタンの選択肢の中から「結合しない」を選択

これで、起動しているファイル名称すべてがタスクバーに表示されますので、ウィンドウの切り替えがスムーズになります。



## ◆ 税務調査って?

### 強制調査と任意調査

担当: 池田

#### ■ 強制調査

「マルサ」で知られる国税局査察部が、脱税の疑われる納税者に対して、裁判所の令状を得て強制的に行う調査。納税に関する資料を押収できる権限を有しており、納税者はこの調査を拒絶できません。脱税行為が証拠上特定され、概ね脱税額が1億円を超え、かつ悪質な仮装隠蔽工作がなされた想定される場合には検察庁に告発され、その場合には刑事事件として処理されます。

年間約200件前後の調査について着手、処理されており、経費を不当に計上した手口が多く、近年ではタックスヘイブンや、国際取引を利用した事例も見られ、脱税で得た資金は、現金、預貯金または有価証券や金地金として隠匿されている場合がほとんどです。

#### ■ 任意調査

強制調査とは異なり、国税通則法の規定に従って、国税局資料調査課や国税局調査部、管轄税務署の調査官(以下、「担当職員」という)により納税者の同意の下で行われる調査。

私たちが経験する税務調査のほとんどは、この任意調査です。同法に定める通り、担当職員は税金に関する質問を納税者に行える「質問検査権」を有しているため、納税者はこの質問を黙秘したり、虚偽の陳述をすることはできません。

任意調査が実施される際には、納税者またはその関与税理士あてに、電話または文書で1週間以上前に事前通知されるのが一般的で、この事前通知は、所得税の調査で約8割、法人税の調査で約9割実施されており、事前通知された日程については都合が悪ければ、変更することができます。また、現金で商売を行う事業者に対してなど、ありのままの事業実態などの確認を行う必要がある場合には、事前通知なく抜き打ちで調査することが認められています。



「ウィキペディア」より一部抜粋

## ◆ スタッフより

担当: 廣島

9月の連休を利用して九州(大分県)へ行き、高さ(173m)と長さ(390m)が日本一だという、「九重"夢"大吊橋」を渡ってきました。ゴジラも橋の下をくぐってしまう高さだそうです!



イラストはゴジラではないですが...  
ゴジラの身長は50m-100mだそうです。(シリーズにより異なる)

きれいな緑と滝と

気持ちのいい空気を満喫できましたが、地元の方は、「PM2.5のニュースが出始めたころから、すっきりと晴れた空をなかなか見られない」と嘆いていられました。大気汚染なので防げるものではないのですが、きれいな自然はいつまでも残っていてほしいものです。

## ◆ 税務クイズ

担当: 廣島

平成25年10月1日、政府は消費税率(国・地方)を、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認しました。そこで今回は、消費税増税に関するクイズです。以下の施行日(平成26年4月1日)をまたぐ取引の場合、消費税率は何%が適用されるでしょうか?

第一問 平成26年4月10日に乗車する電車の切符を平成26年3月31日に購入した場合  
a.5% b.8%

第二問 プロ野球の年間予約席(平成26年3月28日開幕)を平成26年2月10日に購入した場合。  
a.5% b.8%

- 第一問 a.5%  
施行日前に領収している場合、旧税率(5%)が適用されます。
- 第二問 a.5%  
第一問と同様に、施行日前に領収しているので、旧税率(5%)が適用されます。

